

令和4(2022)年度
自己点検評価報告書

情報経営イノベーション専門職大学

はじめに

情報経営イノベーション専門職大学は、令和 4（2022）年度開学 3 年目を迎えた。学生は第 1 学年から第 3 学年までではあるが、専門職大学の大きな特徴である臨地実務実習や学修のまとめとなる総合科目、また学生への就職指導なども始まり、大学運営は全学年がそろそろ完成年度以降とほぼ同様なものとなった。

自己点検評価報告書も、令和 3（2021）年度までの委員会・センター等の単位でまとめた形式のものより、令和 4（2022）年度は認可申請時に文部科学省に提出した『設置の趣旨等を記載した書類』に示されている次の評価の項目でまとめる事とした。

- ①使命・目的、②学生、③教育課程、④教員・職員、
- ⑤経営・管理と財務、⑥内部質保証、⑦社会との連携、国際交流

実質的な大学運営は、開学当初から全 16 ある委員会・センター等により行われている事から（イノベーションマネジメント局は令和 4（2022）年度から大学運営会議に統合）、各委員会・センター等が所管する業務に応じて項目割振り評価を行い、その最終報告を元に自己点検評価委員会により本報告書にまとめた。

記述内容は、各委員会・センター等において取組んだ課題を、事実（エビデンス）に基づいて具体的かつ網羅的に示した。特に今後受審する事になる認証評価を視野に入れ、令和 3（2021）年度以上に厳格な自己点検評価活動に取組んだ。

本学の「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」といった所謂、三つのポリシーが学長のリーダーシップの下、開学から完成年度までに確実に履行するために、年度毎に実施状況の把握と組織的な対応を行う。

その一環として、令和 4（2022）年度より一般社団法人大学 IR コンソーシアムに加盟した。当団体が実施している学生調査項目に応じて、第 1 学年・第 3 学年を対象とした調査を実施した。その結果、本学の学生の状況を他大学との比較により、客観的に把握する事が可能となった。また、学修成果の把握も本学の教務システムを用いた学修ポートフォリオによる、可視化の端緒についた。

令和 5（2023）年度完成年度を迎え、これまでの 3 年間で行ってきた、各委員会・センター等による自己点検評価活動、教育課程連携協議会、外部評価会議、IR 活動、学修成果の把握等を有機的に結合して、体系的で組織的な教学マネジメントの確立を目指す。

令和 5（2023）年 5 月 31 日
自己点検評価委員会
委員長 古賀 稔 邦

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 使命・目的：使命・目的、教育目的 | 1 |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 | 1 |
| 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映 | 2 |
| 2. 学生：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応 | 8 |
| 2-1. 学生の受入れ | 8 |
| 2-2. 学修支援 | 9 |
| 2-3. キャリア支援 | 10 |
| 2-4. 学生サービス | 12 |
| 2-5. 学修環境の整備 | 14 |
| 2-6. 学生の意見・要望への対応 | 17 |
| 3. 教育課程：卒業認定、教育課程、学修成果 | 19 |
| 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 | 19 |
| 3-2. 教育課程及び教授方法 | 19 |
| 3-3. 学修成果の点検・評価 | 21 |
| 4. 教員・職員：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援 | 23 |
| 4-1. 教学マネジメントの機能性 | 23 |
| 4-2. 教員の配置・職能開発等 | 26 |
| 4-3. 職員の研修 | 27 |
| 4-4. 研究支援 | 28 |
| 5. 経営・管理と財務：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計 | 31 |
| 5-1. 経営の規律と誠実性 | 31 |
| 5-2. 理事会の機能 | 32 |
| 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック | 33 |
| 5-4. 財務基盤と収支 | 36 |
| 5-5. 会計 | 37 |
| 6. 内部質保証：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル | 38 |
| 6-1. 内部質保証の組織体制 | 38 |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 | 38 |
| 6-3. 内部質保証の機能性 | 40 |
| 7. 社会との連携、国際交流 | 42 |

1. 使命・目的：使命・目的、教育目的

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

(1) 使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているかを検証する。」)

本学「学則」第1条には、「情報経営イノベーション専門職大学（以下『本学という。』）は、『変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する』ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。」と定められている。また、「学則」第8条には、「情報経営イノベーション学部は、変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献することを目的とする。」と定められており、教育理念、人材養成の目的及び情報経営イノベーション学部の目的の意味や内容が具体的に明確に示されている。

(2) 使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているかを検証する。」)

本学の教育理念、人材養成の目的及び学部の目的は、学生に配付する学生便覧や本学 Web サイトにわかりやすく簡潔に文章化している。

(3) 使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているかを検証する。」)

本学「設置認可申請書」の「設置の趣旨等を記載した書類」で、中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17(2005)年1月28日）のいわゆる「機能別分化」に関して、本学は「幅広い職業人養成」・「地域の生涯学習機会の拠点」・「社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」を担うことを示し、この中の「幅広い職業人養成」を補完する意味で、中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30(2018)年11月26日）の「人材養成の三つの観点」から、「具体の職業やスキルを意識した教育を行い、高い実務能力を備えた人材を養成（立地している地域の産業活性化や個別のニーズにきめ細やかに対応できる高い実務能力を備えた人材）」を挙げ、本学の高等教育機関として備える特色を明示している。

本法人は、これらを踏まえ、「変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、企業において新規の事業やサービスを立案・提案する企画運営能力を発揮することや、自ら起業して新たなサービス・ビジネスを生み出すことで、国際社会と地域社会の産業発展に貢献する人材を育成・

輩出していくこと」を、使命として位置付け、本学を設置した。

この特色は、教育理念、人材養成の目的及び情報経営イノベーション学部の目的に反映しており、教育理念等に明示をしている。

(4) 社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的が社会情勢などに対応しているかを検証する」)

学長直下のワーキンググループにて、現状の課題を検証し、教育理念、人材養成の目的及び情報経営イノベーション学部の目的の見直しの必要性を検討している。また、「教育課程連携協議会」で「教育課程」に関する意見を(後述(「4-1(3)」等)、「外部評価会議」で「自己点検評価」に関する意見を(後述(「4-1(3)」等)、それぞれ得ており、教育理念等に関連する指摘があった場合等、教育理念等の見直しを行える体制となっている。

(5) 使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的に関して、掲載する内容を検証する。」)

教育理念、人材養成の目的及び学部の目的の掲載内容に関して、その趣旨が一貫したものであるかを検証できる体制となっていないため、教育理念等の趣旨を確実に伝えるよう、令和5(2023)年度に向けて、体制を構築する必要がある。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

(1) 使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。」)

本学「設置認可申請書」は、開学前に、本学園役員及び専門職大学設立準備室の職員(教員採用予定者及び事務職員)が作成しており、その際に、教育理念、人材養成の目的及び学部の目的は、本学園役員及び職員(教員採用予定者・事務職員)の関与・参画のもと、策定された。また、これら教育理念等は、前述のとおり(「1-1(1)」)、「学則」に定められている。

(2) 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的を全体会議や情報の公表を通じて学内外へ周知する。」)

教育理念、人材養成の目的及び学部の目的は、本学 Web サイトの「情報の公表」のページに掲載するとともに、学生に配付する学生便覧に明記している。また、オリエンテーション時に教育理念等を学生に明示する他、オープンキャンパスにおける大学紹介で参加者に教育理念等の内容を説明する機会を設けるなど、学内外に周知している。

なお、事前に計画されていた本学職員（教員・事務職員）が一同に会する「教職員全体会議」時の周知は、果たされなかった。

(3) 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的が本学中期計画に反映されているかを検証する。」)

本学設置法人の中長期計画である「学校法人電子学園長期ビジョン『NEXT10』(平成27(2015)年度策定)では、「学校法人電子学園の新たな挑戦」として「時代が求める『より実践的な職業教育』を挙げ、「実社会の要望や社会人の学び直しを視野に入れた職業教育の推進」を示している。本件について、検討を重ね、令和2(2020)年度の本学開学に結実した。

なお、本学中期計画に、本学の教育理念、人材養成の目的及び学部の目的を、反映させている。

(4) 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的が三つのポリシーに反映されているかを検証する。」)

本学情報経営イノベーション学部の三つのポリシーは以下のとおりである。

【ディプロマ・ポリシー】

養成する人材像を踏まえ、本学の定める履修要件を満たしたうえで128単位を修得した者に学位を授与する。

具体的には、以下の能力を身に付けた学生に学位を授与する。

1. 職業的自立を図る能力

- ①自分のライフ・キャリアに関する明確な目標をもち、その実現のために、必要なステップや優先順位を自ら考え意欲的に行動できる。
- ②グローバルな視野をもってさまざまな人々の抱える課題を多面的・構造的に理解するための知識や方法を身に付けている。
- ③変化し続ける社会や組織を論理的に捉え順応することができる。

2. 経営に関する知識・スキル

- ①企業経営に関する理論・実践を学ぶことにより、継続的改善に向けた目標を設定し、状況に応じながら計画的に実施することができる。
- ②市場の情報収集や調査を行い、経営上の課題を発見することができる。
- ③企業の持続性という観点から、評価・分析する経営理論や実践的技法を身に付けている。

④新たな価値をもたらすサービス・ビジネスを提案することができる。

3. 情報通信技術に関する知識・スキル

- ①システム開発や設計に関する知識やスキルをもとに、実際の開発プロジェクトに参加し顧客の要望や上長からの指示のもとシステム開発・設計ができる。
- ②コンピュータの本質的な側面および、ソフトウェアをつくる技術であるプログラミングを理解し、統合開発環境を活用してソフトウェアの構築ができる。
- ③基本的なネットワーク通信の仕組み、各種プロトコルや情報セキュリティの全体像を理解しその上で与えられた要求条件を元にデータベースと連携したシステムの構築ができる。
- ④データベースの原理・考え方や基本構造について理解し、関係データベースを設計構築する基礎的な能力を身に付けている。
- ⑤情報通信技術を応用的に活用したサービス・ビジネスの知識を身に付けている。

4. 国際的コミュニケーション能力

- ①グローバルビジネスの現場で説明や討論、意見交換など、必要なコミュニケーションをとることができる。
- ②文化的背景の異なる人々と協働するために、多文化、文献、様々な業界などを理解することができる。

5. 時代の変化に対応するビジネスの総合力

- ①経営や情報通信技術の専門的知識を体系的に理解し、国際社会と地域社会において、サービス・ビジネスを革新するために、これらの知識を応用することができる。

【カリキュラム・ポリシー】

卒業認定・学位授与の方針に掲げる知識・スキルなどを修得させるために、基礎科目、職業専門教育科目、展開科目、総合科目を体系的な教育課程として編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業方法により展開する。教育内容、教育方法、教育評価については以下のように方針を定める。

1. 教育内容

- ①基礎科目・現代社会基礎科目では、生涯にわたり自らの資質を向上させ、職業的自立を図るべく必要な能力を獲得するために、以下のような教育内容で構成する。
 - ・自分のライフ・キャリアに関する明確な目標をもち、その実現のために、必要なステップや優先順位を自ら考え意欲的に行動できるようキャリアデザインなどの内容を学ぶ。
 - ・グローバルな視野をもってさまざまな人々の抱える課題を多面的・構造的に理解するための知識や方法を身に付けるため、現代社会や語学などの内容を学ぶ。
 - ・変化し続ける社会や組織を論理的に捉え順応することができるよう、数的論理力や数的処理能力などの内容を学ぶ。
- ②職業専門科目のうち経営科目では、企業の戦略と組織に関する理論を学び、その考え方を生かし、企業経営の現状や目指すべき姿を多面的に理解できるよう以下のような教育内容で構成する。

- ・企業やビジネスの継続的改善に向けた目標を設定し、それを状況に応じながら計画的に実行できるようマネジメントや起業など企業経営の内容を学ぶ。
 - ・市場の情報収集や調査を行い、経営課題を発見することができるようマーケティングやフィールドリサーチなどの内容を学ぶ。
 - ・企業の持続性という観点から、評価・分析する経営理論や実践的技法を身につけるため、法務や会計などの内容を学ぶ。
 - ・目標の明確化、計画立案から計画遂行に至る能力、システム開発スキル、課題発見・分析・解決を通じたビジネススキルの獲得を行う学びの場として、3年次にさまざまな企業現場での臨地実務実習を約640時間設定する。
 - ・新たな価値をもたらすサービス・ビジネスを提案することができるよう4年間を通じた必修科目の「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」を設置する。
- ③職業専門科目のうち情報通信技術科目では、情報通信技術に関する基礎的な知識・スキルを身に付け、システム開発に活用できるよう以下の教育内容で構成する。
- ・システム開発や設計に関する知識やスキルをもとに、実際の開発プロジェクトに参加し顧客の要望や上長からの指示のもとシステム開発・設計ができるようソフトウェア設計やシステム設計などの内容を学ぶ。
 - ・コンピュータの本質的な側面および、ソフトウェアをつくる技術であるプログラミングを理解し、統合開発環境を活用してソフトウェアの構築ができるようプログラミングやデータ構造や処理法などの内容を学ぶ。
 - ・基本的なネットワーク通信の仕組み、各種プロトコルや情報セキュリティの全体像を理解し、その上で与えられた要求条件を元にデータベースと連携したシステムの構築ができるようネットワーク等の内容を学ぶ。
 - ・データベースの原理・考え方や基本構造について理解し、関係データベースを設計構築する基礎的な能力を身に付ける。
 - ・情報通信技術を応用的に活用したサービス・ビジネスの知識を学ぶ。
- ④展開科目・グローバルコミュニケーション科目では、文化的背景の異なる人々と協働するために必要となる文化の違いやビジネスのルールなどを身に付けるため、以下のような教育内容で構成する。
- ・グローバルビジネスの現場で説明や討論、意見交換など必要なコミュニケーションがとれるよう英語コミュニケーションなどの内容を学ぶ。
 - ・文化的背景の異なる人々と協働するために、多文化、文献、様々な業界などの内容を学ぶ。
- ⑤総合科目では、理論と実践の架橋となる科目として、「総合理論演習」「総合実践演習」を3年後期から4年次にかけて設置し、修得した知識・スキルを統合し、新たなサービスやビジネスを生み出すための実践的かつ応用的な能力を養う。

2. 教育方法

- ①目標・記録・評価の総合的ツールであるポートフォリオを4年間かけて作成し、自己の学修成果と学生生活を自分自身で管理し、担任や学生支援専属の職員(イノベーションマネジャー)と共に「ふりかえり」を行う。
- ②主体的な学びの力を高めるために、グループによる少人数の演習科目やプロジェクト学習を取り

入れる。

- ③教育課程の体系を理解したうえで履修し学ぶことができるよう、カリキュラムマップを活用した履修指導を行う。
- ④LMS (Learning Management System) による授業の事前事後学習の推進や結果のモニタリングを行う。

3. 教育評価

- ①試験評価等をシラバスによってあらかじめ明示し基準に従って適切に行う。また主に試験及びレポートを中心に評価を行う。
- ②各成績評価をもとに単位あたりの成績評価の平均値を示す総合成績評価 GPA (Grade Point Average) を算出して履修指導等に活用する。
- ③インターンシップの履修条件として 2 年次終了時までに必要な科目の単位を修得していること。
- ④4 年間の学修成果は「総合理論演習」「総合実践演習」によって行い、複数教員による評価を活用する。

【アドミッション・ポリシー】

本学の教育理念・目的に共感し、以下の (1) (2) (3) (4) 全ての項目に当てはまる人を受け入れる方針である。

- (1) 高等学校等までの履修内容の、「国語」あるいは「日本語」を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力と、講義やゼミ、文献読解やレポート作成に必要な基礎的な能力を身に付けている。また、「英語」を通じて、国際的なコミュニケーションの修得に必要な基礎的な能力を身に付けている。同様に「数学」を通じて、情報通信技術に係る数学的思考や論理的な科目に必要となる基礎的な能力を身に付けている。
- (2) 社会のさまざまな問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明することができる。
- (3) 情報通信技術や経営学に興味があり、その知識やスキルをもとに社会のさまざまな課題解決のため、新たな商品・サービス・ビジネスを生み出したいという意欲がある。
- (4) 学校でのグループ学習、課外活動やボランティア活動などの経験があり、他の人たちと協力しながら課題をやり遂げることができる。

これら三つのポリシーは、本学の教育理念、人材養成の目的及び学部・学部の目的を踏まえ、策定されたものである。

- (5) 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているか。(令和 4 (2022) 年度計画：大学運営会議「使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているかを検証する。」)

本学は、教育の理念等を明確に定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく適切な教育を行っている。

本学の教育研究組織は、情報経営イノベーション学部からなっており、その他、図書館（「iU ライブラリー」）、デベロップメント・センター、学生相談室、保健管理センターなどの附属機関を設けている。

学部には、教育研究活動に必要な教員が配置されており、運営に関しても、教授会の審議を円滑に行うために、各種委員会が置かれており、教育理念等の達成を目指して、それぞれ連携が図られている。

2. 学生：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応

2-1. 学生の受入れ

(1) 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。(令和4(2022)年度計画：入学試験委員会「入学者選抜要項等にアドミッション・ポリシーを明記する。」)

アドミッション・ポリシーは、本学 Web サイト等にかねてより掲載されているが、入学者選抜要項にも当該ポリシーを明記することで、特に入学を志願する者に対して、改めて周知を行った。「2023 年度入学者選抜要項」については、入学試験委員会の議を経て、教授会(第3回：令和4(2022)年6月22日開催)で承認を得ている。

(2) アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。(令和4(2022)年度計画：入学試験委員会「入学者選抜評価基準を策定する際に、アドミッション・ポリシーを参照し、評価基準が適切に設定されているかを、委員会内で確認する。」)

入学者選抜評価基準について、入学試験委員会(第2回：令和4(2022)年5月11日開催、第3回：同年6月8日開催)において、アドミッション・ポリシーを参照しつつ、適切に設定されているかの議論・確認を十分に行った上で策定した。

(3) 教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。(令和4(2022)年度計画：入学試験委員会「学生の確保について、入学定員を勘案した上で、入学者選抜評価基準に基づき適正に判断されているかについて、委員会内で確認を行う。」)

入学者選抜試験の各日程において、試験終了後に合否判定会議を開催し、入学定員を勘案した上で入学者選抜評価基準に基づいて適正に合否判定がなされていることをすべて精査確認した。(令和4(2022)年9月24日開催、同年10月15日開催、同年11月12日開催、同年11月26日開催、同年12月18日開催、令和5(2023)年2月4日開催、同年2月9日開催、同年2月11日開催、同年2月25日開催、同年3月11日、同年3月20日、同年3月27日に開催。)

(4) 入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。(令和4(2022)年度計画：入学試験委員会「入試問題の作成について、学内で作成すべきかどうかについて、対応方針を委員会で確認する。」)

来年度以降の一般選抜入学試験に使用する入試問題について、基本的な対応方針(学内で作成すべきかどうか等)を入学試験委員会(第9回：令和4(2022)12月18日開催)にて審議し、学内で作成することを原則とするが、困難である場合は、例外的に外部委託にて対応する方針を確認した。

2-2. 学修支援

(1) 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。(令和4(2022)年度計画:大学運営会議「教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制について、検証する。」)

本学の学修支援の特徴として、イノベーションマネジャー制度があげられる。「教員との密接な連携のもと、本学の教育理念に沿った学生支援の最大化に資することを目的」(「イノベーションマネジャーに関する規程」第1条)として、「イノベーションマネジャー」を置いている。イノベーションマネジャーは、教員とともにクラス担任を受け持ち、学修相談など学生の身近なアドバイザーとなっている。欠席数の多い学生に連絡したり、年間2回、担当クラスの学生と面談したりするなど、支援を行っている。

また、本学の各種委員会や、センターの業務について審議する「センター運営会議」には、教員だけでなく、関係する事務職員も配置し、教職協働で学修支援にあたっている。

なお、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制についての検証は、実施されなかった。

(2) 障がいのある学生への配慮を行っているか。(令和4(2022)年度計画:学務委員会「学生情報に基づき、学務委員会において障がいのある学生への対応を検証する。」)

障がいのある学生に対し具体的な修学支援・学生生活支援を組織的・継続的に実施するため、在學生に係る支援フローを策定し、令和4(2022)年度後期から運用を開始した。(令和4(2022)年7月13日第5回学務委員会、同年7月20日第4回教授会審議・承認)

また、障がいのある学生に対する入学前から卒業までの一貫した合理的配慮の提供に向け「障がい学生支援に関する規程」を制定した。(令和4(2022)年9月22日第7回学務委員会、同年11月16日第7回教授会審議・承認)

当該支援フロー・規程に基づき、令和4(2022)年度後期は、学生本人からの申告に基づき3名の学生に対し特に修学面において合理的配慮を行った。(令和4(2022)年9月22日第7回学務委員会、同年12月14日第10回学務委員会審議・承認)

(3) オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。(令和4(2022)年度計画:学務委員会「引き続き、各教員のオフィスアワー設定について照会を行い、設定した結果を学生に周知する。」)

前期・後期の各学期において、オフィスアワーの設定について全専任教員に照会し、学生に周知した。(前期:令和4(2022)年4月21日周知、後期:同年10月13日周知)

(4) 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「各教員からTAの要望があった場合、要望に応じてTAを適切に配置する。」)

各担当教員からの要望に基づき、円滑に授業を運営できるよう必要なTAの配置を行った。

【TA配置実績】

◆前期

- ・授業科目名「ネットワーク構築Ⅰ」：1名
- ・授業科目名「キャリアデザインⅠ」：2名

◆後期

- ・授業科目名「ネットワーク構築Ⅲ」：1名
- ・授業科目名「キャリアデザインⅡ」：2名

(5) 中途退学、休学及び留年への対応策を行っているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「学籍異動者の状況について、傾向などを確認し、対応策を実施する。」)

退学防止に向け、学籍異動を検討している学生を対象に「イノベーションマネジャー」による特別面談(前期：150回、後期：205回)を実施した。

また、教育内容に興味を抱けない学生、学力が不足する学生が退学する傾向にあることを踏まえ、学修意欲向上に向けた施策として「サインコンベンション」(学生が複数の教員から教育研究等について話を聞く面談)のフローを整理し、令和4(2022)年度後期から運用を開始した(サインコンベンション参加者数：3名)。加えて「イノベーションマネジャー」による定期学生面談等において、学生にオフィスアワーの活用について助言し、授業内容等に関して教員による学生相談の機会確保を図った(「イノベーションマネジャー」の助言によるオフィスアワー利用者数：6名)。

令和4(2022)年度における退学者数等は以下のとおりである。

【退学者数：総計71名】

◆令和2(2020)年度入学者：13名

…進路変更：5名(38%)、修学意欲低下：4名(31%)、その他：4名(31%)

◆令和3(2021)年度入学者：29名

…進路変更：19名(65%)、修学意欲低下：2名(7%)、その他：8名(28%)

◆令和4(2022)年度入学者：29名

…進路変更：17名(58%)、修学意欲低下：8名(28%)、その他：4名(14%)

2-3. キャリア支援

(1) インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。(令和4(2022)年度計画：デベロップメント・センター「臨地実務実習を含め、キャリア教育のための

支援体制を整備しているかを検証する。』

インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制は、後述するとおり、令和4(2022)年度は、サブグループ①(臨地実務実習を始めとするインターンシップに関する教育支援)、サブグループ②(自己実現、就職活動のための教育支援)、またサブグループ③(起業のための教育支援)に分けて支援体制を整備した。特に、臨地実務実習は開学して初めての実施であるとともに、4ヶ月(前期は令和4(2022)年6~7月の2ヶ月、後期は同年10~11月の2ヶ月)と長期に及ぶため、不測の事態が発生する可能性がある。そのような場合には、学生からの相談ならびに企業からの問い合わせ、緊急の依頼事項などに対して即座に対応できるようにするために、教員6名、職員9名を配置した。

また、臨地実務実習を効果的に実施するためには、学生、企業、大学との連絡が密である必要がある。そこで、学生と大学とのコミュニケーションツールを整備し、速やかに実習生の状況(例えば、病気、事故など)を把握できるようにした。さらに、実習先企業ごとにも学生との連絡ツール(Slack)を作成し、企業ごとに学生の状況を把握できる体制も構築した。これらのコミュニケーションツールが有効に機能したことにより、学生の日々の状況把握ができ、離脱率の低減など臨地実務実習の円滑な実施ができた。

なお、起業支援においては学生毎に担当するイノベーションマネジャーとの定期的な面談や学内掲示板でのインターンシップや外部からの起業支援に関する案内等を通して起業を目指す学生へのサポートを継続している。

(2) 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。(令和4(2022)年度計画：デベロップメント・センター「就職活動を行う学生に対し、①就職相談②インターンシップ先の紹介③就職ガイダンスを実施する。」・グローバルセンター「臨地実務実習、就職、海外インターンなどについて、留学生支援の活動を実施する。』

本学におけるキャリア教育支援には、①臨地実務実習を始めとするインターンシップに関する教育支援、②自己実現、就職活動のための教育支援、③起業のための教育支援に大別される。それに対応して、令和4(2022)年度はデベロップメント・センターを3つのサブグループに分け、それぞれの活動目標をさらに明確にした。

なお、各グループの人員配置は、①は教員6名、職員11名、計17名、②は教員2名、職員8名、計10名、③は教員3名、職員8名、計11名とした。

就職・進学に対する相談・助言体制は、サブグループ②として再整備した。サブグループ②はこれまで大学教育に重点をおいて活動してきたが、令和5(2023)年度に初めて卒業生を輩出するのにもない、3年生に対する就職活動支援を加えることで適切に運営した。

「①就職相談」に関しては、前期臨地実務実習前の令和4(2022)年4~5月に3年生全員に進路希望調査、個別のキャリア面談を実施した。また、前期の臨地実務実習以降、キャリア相談制度を導入し、就職支援経験のあるイノベーションマネジメント局職員3名にて個別相談を週3回(4時間/日)設けており現在も継続をしている。「③就職ガイダンス」に関しては、前期臨地実務実習前ならびに夏季休暇期間、後期の臨地実務実習終了後の計3回「キャリアガイダンス」を開催する

ことで、就職希望動向を把握するとともに就職活動支援を行った。さらに、学生が所属する総合理論演習担当教員と連携して就職・進路指導を実施し、各時点での進路・就職活動状況を把握した。「②インターンシップ先の紹介」に関しては、授業科目としての臨地実務実習があるために他企業で実施する時間を確保することが困難であったため、臨地実務実習終了後もその企業で引き続きインターンシップが継続できる場合に承諾した。

さらに、令和4(2022)年12月から、通称「iU Agent」という、①学生と連携企業のマッチング、②就活講座の提供、③就活情報の提供、④就活支援全般、⑤サポート体制という5つの就職支援施策を開始し、これまでに「就職力アップ講座」や「iU 就活戦略会議」などといった就職支援講座を14回実施、また学内個別・合同企業説明会で13社の連携企業を紹介しているそのほか、日本電子専門学校との連携により本学に所属する学生も100社以上が集まる早期合同説明会に参加させることができ、令和5(2023)年度以降も同説明会に参加を予定している。

グローバルセンターでは、留学生に対して適切な就職・実習・進学等に関する相談・助言ができるよう、その体制整備の準備を「学友会」が置く「ピアサポ委員会」の協力のもと、実施した。また、留学生の臨地実務実習に関する情報収集やネットワーク構築に努めており、留学生にとってより有益な情報提供ができるよう取り組んだ。

2-4. 学生サービス

(1) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能しているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能しているかを検証する。」)

学生サービス等を提供する組織として、学務委員会、保健管理センター、学生相談室等の複数の組織が設置されているものの、それぞれの責任範囲や連携方法が不明瞭である実態が把握されたため、令和5(2023)年度以降、円滑に連携を図ることができるよう各組織の活動状況を把握することとした。

(2) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「奨学金施策に関する説明会の周知方法を改善する。」・グローバルセンター「奨学金の支援に活かすため、主に韓国、中国の留学生との定期的なコミュニケーションの仕組みを増やす。」)

令和5(2023)年3月23日、3月24日開催の在学生オリエンテーション及び令和5(2023)年4月3日開催の新入生オリエンテーションにおいて、奨学金制度の概要説明、奨学生新規採用の告知等を行うとともに、経済的支援を必要とする学生が確実に奨学金に関する情報を得られるよう、別日に実施する奨学金説明会への出席を促した。

留学生の奨学金に関する相談・助言が必要な場合は、グローバルセンターが学務委員会と情報共有し、学生の自己実現のための協力を行った。なお、留学生に関しては、令和4(2022)年度は2名に対して、日本学生支援機構の奨学金を給付した。

また、引き続き学校法人電子学園韓国事務所と留学生情報の共有を行ない、学生・保護者へのフォローアップを必要に応じて行った。

(3) 学生の課外活動への支援を適切に行っているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「学生へのヒアリングを実施して、課外活動の実態を把握する。」)

「イノベーションマネジャー」による定期学生面談等において、各学生の課外活動への取組状況を確認し、その実態把握に努めた。

【課外活動実績】

- ・委員会活動 6団体：約120名(延数)
- ・サークル活動 公認10団体：150名(延数) 非公認24団体：309名(延数)
- ・起業 17社

また、本学は学生に対し、在学中に起業することを推進している。そのサポートの一環として、令和3(2021)年度に本学に設置した「インキュベーションサロン」を令和4(2022)年度も継続し、墨田区から派遣された起業家支援の相談員(中小企業診断士)が、定期的に学生からの相談に対応した。なお令和4(2022)年度の相談件数は14件(18名)であった。

(4) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「学生情報に基づき、学務委員会において健康相談等の対応を、学生相談室及び保健管理センターと連携し、検討する。」・保健管理センター「入学生への健康調査、在校生への健康診断、健康相談を実施し、学校生活を円滑に営めるように支援する。」・学生相談室「学生が自ら企画・実施する心身の健康増進に資する取り組みを実現する。」・コンプライアンス委員会「学生からのハラスメント相談に関する体制を検証して、必要に応じ修正を行う。」)

学生からの相談等を随時受け付け、学生相談室・保健管理センターと連携し、個々の学生の状態に応じた支援を適宜、検討・実施した。

【支援実績】

- ・学生相談(心的支援)：126名(延数)
- ・健康相談・手当：348名(延数)

また、保健管理センターでは、健康診断を実施し、指定日時を欠席した学生に対し受診を促した。学生相談室と保健室合同で学生を含め心身の健康増進プロジェクトを立ち上げ、学生参加のイベントも実施した。

学生相談室に関しては、予定とおりに開室し、各種相談に対応した(相談者数のべ62名、相談回数数のべ126回)。令和3(2021)年度から引き続き、来室・電話・メールに加え、オンラインによる

方法を採り入れている（来室のべ 71 回、電話やメール等 48 回、オンラインのべ 7 回）。令和 4（2022）年度は、相談室の活用推進を狙い、学生に対して相談室の存在をアピール強化するため、掲示板を点灯や、装飾を施した。また、試験的に映画鑑賞会を 2 回行い、学生のコミュニケーションの場作りにも寄与した。令和 5（2023）年度は、アニマルセラピーや講演会等も企画運営したい。

学生の心身の健康意識および健康状態の向上を目的としたプロジェクト（スイミープロジェクト）を、令和 3（2021）年度に引き続き、保健管理センター保健室との合同プロジェクトとして企画立案した。令和 4（2022）年 5 月に学生募集、同年 6 月プロジェクト開始、同年 12 月にメディテーションヨガのイベントを実施し、令和 3（2021）年度の学生へのアンケート結果にあった、身体的な不調やストレスの解消につながった。令和 3（2021）年度の反省にあった学生募集時期の最適化と人数の確保が実った。

学生支援を行う上での基礎資料を充実させることを目的とした健康調査 U.PI（スクリーニングテスト）の実施についても、令和 3（2021）年度の反省を受けて、新入生を対象に新入生研修（名称「スタートプロジェクト」）のタイミングで、令和 4（2022）年 4 月 7 日に調査することが実現し、早期に情報を得て学生の生活支援に役立てることができた。

コンプライアンス委員会に関しては、令和 4（2022）年度は、相談者から体制の問題が指摘されていないため、検討はしなかったが、ハラスメント相談員への相談件数が 2 件と少ない状況であり、相談しにくい体制である可能性も否定できないことから、より相談しやすい体制については、改めて令和 5（2023）年度に検討することとしている。

2-5. 学修環境の整備

（1）教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。（令和 4（2022）年度計画：大学運営会議「運動場を適切に整備する。」）

当該校地は、面積は 10,260 m²を有している。運動場は、校舎に隣接されており、面積は、3,627 m²で、サークル活動や部活動等の課外活動、文化祭等の学内イベントや地域交流イベント等、多目的に使用できるよう広く確保している。

校舎等施設としては、3 階建ての校舎 (5,404 m²) を有している。施設内訳としては、講義室 7 室、演習室 10 室、実習室 2 室、講堂（「iU ホール」）1 室、研究室 27 室、図書館（「iU ライブラリー」）、学長室、会議室 3 室、事務室、医務室、学生相談室、学生自習室（「iU コモンルーム」）を有し、講義科目だけではなく、演習、実習科目等の様々な授業形態に対応可能な施設設備を設けている。なお、インターネット活用時の利便性向上のため無線 LAN 環境を整備している。（図書館及び ICT 施設については、後述する（「2-5（3）」・「2-5（4）」。））

（2）教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。（令和 4（2022）年度計画：大学運営会議「新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底する。また対面授業運営の円滑化を目的に、授業等に必要な消耗品などは適宜準備する。」）

法人に置く「衛生委員会」や本学保健管理センター、学校医の助言等に依拠して、食堂（「iUカフェ」）等のアクリルパーテーションの継続的設置、机上清掃や換気など、新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底した。また、授業運営の円滑化を目的に、マイクを増設するなど（講義室3室、演習室3室）、授業等に必要な備品を適宜準備した。なお、令和4（2022）年5月9日から、学生の自習等活用の観点に基づき、校舎の閉館時間を20時までから22時まで延長時間するとともに、同年11月からは、今まで閉館となっていた土曜日に関して、行事等のない日に限り、開館することにした（9時～19時）。

（3）適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。（令和4（2022）年度計画：大学運営会議「設置計画に基づき、今年度の学術情報資料を配架する。」・図書委員会「引き続き学術情報資料の整備・充実化、図書の選書、開館時間の変更・延長、ラーニングコモンズ利用の充実化等を実施する。」）

設置計画に基づき、令和4（2022）年度の学術情報資料を配架している。加えて、学生・教職員からアンケートを行い、図書を配架している。

また、図書館（「iUライブラリー」）における業務フローの見直し、より効率化できる箇所などを検討し、委託業者に依頼した。図書の配架方法を再検討し、授業で指定された図書をまとめて配架することにより、学生が授業関連図書を見つけ出し易くなるよう、配架方法を見直した。

教員や上級生が下級生の学修を支援するためのチューター制度について、他大学におけるチューター制度を調査した。その結果、上級生が継続的にチューターを担当する為には、インセンティブが働くような実現方法を継続して検討することとした。

図書館閉館時にも本を返却できるように、図書の返却専用ポストを設置し、図書の返却効率を高めた。

（4）教育目的の達成のため、コンピュータなどのICT施設を適切に整備しているか。（令和4（2022）年度計画：大学運営会議「ICT教育センターと連携し、新たに教育研究用のサーバーームを整備する。」・ICT教育センター「引き続き、次期学術情報ネットワーク（SINET6）に関する各種契約手続きや工事を進め、学内ネットワークを移行する。必要に応じてハイフレックス型講義の設備を運営・検証し、問題点があれば改善する。」）

令和3（2021）年度までに整備した Azure Dev Tools for Teaching や UPKI などの基盤サービスを更新し、令和4（2022）年度も継続して使用できるようにした。また Azure Dev Tools for Teaching は外部サービスのため利用実績は把握できないものの UPKI の利用実績は整備した令和3（2021）年度と比較し1.4倍にサーバー証明書発行数が増えており、整備したサービスの普及・定着も進んでいると考えられる。

学生数の増加や教育研究のニーズへ対応するため令和4（2022）年8月に大学の対外線を Nuro から sinet6 へ切り替えた。後期中も安定してインターネット等へ接続できていたため特に問題なく

切り替え作業が完了したと考える。対外線を sinet6 に切り替えたことで使用可能なグローバル IPv4/v6 アドレスが増え、教育研究用途として幅広く利用が進んだ。令和 3 (2021) 年度から計画していた教育研究用途のサーバーも令和 4 (2022) 年 9 月に完成し、使用方法などを ICT 教育センターでまとめ令和 4 (2022) 年 11 月より運用を開始した。令和 4 (2022) 年度中にラック型 20U、タワー型 5 台のサーバーなどの機材が配置されサーバーの利活用が始まっている。

学認導入のため全学的に SAML 対応の認証基盤へ切り替え、運用した。前期に認証基盤の切り替え、運用に問題ないことが確認できたため学内調整を進め令和 4 (2022) 年 9 月に学認のテスト Fed を申し込み、テスト運用を実施した。1 ヶ月のテスト運用から問題なく接続できることを確認できたため申請書類などを ICT 教育センターで取りまとめ、令和 4 (2022) 年 10 月に学認の運用 Fed へ申し込みを行った。令和 5 (2023) 年 2 月に審査が通り、令和 4 (2022) 年度中に学認の整備及び運用開始できた。

Eduroam についても学認の審査後に申請を行い、整備を進めた。授業等で使用するために新たに購入した ICT 機器に関しては、必要な要件を整理し、学内での保管場所の調整などを進めた。

(5) 施設・設備の利便性 (バリアフリーなど) に配慮しているか。(令和 4 (2022) 年度計画 : 大学運営会議「施設・設備の利便性について、現状を踏まえ検証する。」)

施設・設備において、学生・教職員の利便性を高めるため、研究室のスマートキー化を行った。また、学生をはじめ、教職員を侵入者から守るため、自動ドアのセキュリティシステムを導入し、平日 19 時からは学生証または職員証を携帯している者のみ入館できるよう、整備を行った。なお、車椅子の学生等がセキュリティシステムの自動ドアを利用しやすくなるよう、読み取り機器の増設を検討し、令和 5 (2023) 年度当初に設置する予定である。

(6) 授業を行う学生数 (クラスサイズなど) は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。(令和 4 (2022) 年度計画 : 学務委員会「クラス再編成の実施方法を確認する。」)

専門職大学設置基準を遵守し、十分な教育効果を上げられるよう全科目 40 名以下での授業実施に向け、5 クラス編成から 6 クラス編成に所属クラスを再編した。

また、クラス再編にあたっては、本学教育課程の軸となる「イノベーションプロジェクト」担当教員の意見を聴取し、クラス分けに反映した。

(7) 施設・設備の安全性 (耐震など) を確保しているか。(令和 4 (2022) 年度計画 : 大学運営会議「施設・設備の安全性について、年度点検等を実施の上、メンテナンスを行う。」)

施設・設備の点検に関して、「年度計画」に従い、滞りなく実施した。また、不具合が出た際には、施工業者に連絡をとり、適宜、修繕を行い、授業運営等に支障が出ないように、メンテナンスを行った。

2-6. 学生の意見・要望への対応

(1) 学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか。(令和4(2022)年度計画:学務委員会「学修支援に向けたイノベーションマネジャーによるアンケートの実施方法を再検討する。」)

各学期に「イノベーションマネジャー」が実施するアンケートについて、回答率の向上を目的に実施時期を授業期間終了後から授業期間中に変更することを検討したものの、各学期の振り返りや次学期の目標設定を含むアンケートであることを踏まえ、従来どおり実施することとした。

また、外部団体からの依頼に基づいて「イノベーションマネジャー」主導のもとに実施する学生調査について、実施方法を再検討し、Web上での実施(回答数:229名中23名【回答率:10%】)から紙媒体での実施(回答数:213名中131名【回答率:61.5%】)に変更することで回答率の向上を図った。

(2) 学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。(令和4(2022)年度計画:学務委員会「年度末にアンケートを実施し現状を把握する。」・図書委員会「リクエスト受付、および予約システムの周知を図る。」・ICT教育センター「授業環境やLMS環境、オンライン授業などに関するアンケート調査を学生に行い、問題点があれば改善する。」)

令和5(2023)年3月に「イノベーションマネジャー」が学生に対して実施する令和4(2022)年度後期の振り返り及び令和5(2023)年度前期の目標設定に係る学生調査において、学生生活や学内活動の現状把握に努めた。

図書館(iUライブラリー)では、令和4(2022)年度から、図書の購入頻度を毎月ごとに実施し、リクエスト図書などを出来る限り短期間で入手できるように改善した。

また、令和4(2022)年度当初から「iU コモンルーム」(グループディスカッション等で利用される自習室)を開設したが、当初は自由に入室できるようにし、学生自身の学修やグループワークに活用する利用を想定して運用を開始した。しかしながら、他の人への迷惑行為となるような利用が多かったため、利用ルールを定めたり、登録利用制に変更した結果、適切な利用形態になったが、利用者数はかなり減少した。こうした利用実績が少なかったことが、大学運営会議で問題として議論され、iU コモンルームの活用形態を「iU サロン」(キャリア支援や起業支援等で利用される空間)と同様に、自由に活用できる空間として学生に利用させるため、iU コモンルームの管理をイノベーションマネジメント局に移管すると共に、同室を常時開放し、学生が自由に利用できる形態に変更することが決定された。

ICT教育センターでは、学生からのICTに関する顕著なトラブルや相談事例をセンター運営会議で共有されており、また、定期的なアンケート調査なども行い、学生の意見等の収集に努めている。令和4(2022)年度も8月にヒアリング調査を行い、またそのヒアリング調査は初めてICT補助員を通じて実施した。学生のICT補助員がヒアリング調査をすることで、些細な意見でも言いや

すくなるとともに、対面でインタラクティブに意見を聞けるため問題の状況が具体的に把握できた。例えば、これまでのアンケート調査では「Wi-Fi が繋がらない時がある」といった意見で終わっていたが、ヒアリング調査により、「Wi-Fi が繋がらない時がある」に対して「いつ」「どこで」といった状況について把握することができた。

ヒアリング調査によりモニタや教室におけるプロジェクタの利用、Wi-Fi の接続性、電源の不足などが指摘された。教室におけるプロジェクタの利用についてはガイダンスや講座などを活用して周知していくことが確認された。電源については学務委員会で各教室へ電源タップを配置する短期的対応が行われた。しかし、動線を考慮した配線を行わないと足を引っ掛け事故に繋がる等考えられるため、長期的な対応については継続検討とした。モニタの利用についても常設場所の問題などがあり、継続検討とした。Wi-Fi の接続性に関しては場所や時間帯、現象などが一定ではないため原因の特定には至らなかった。今後問題が発生した場合はその場ですぐ連絡するように周知し、原因の特定に努める。

3. 教育課程：卒業認定、教育課程、学修成果

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「教務ガイダンスを実施して、ディプロマ・ポリシーに関して学生への周知を行う。」)

令和4(2022)年3月18日、3月25日、4月1日開催の令和4(2022)年度前期教務ガイダンス及び令和4(2022)年9月8日開催の令和4(2022)年度後期教務ガイダンスにおいて、ディプロマ・ポリシーが記載された学生便覧を資料として配付し、学生への周知を図った。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。」)

実質的な進級基準となる「インターンシップⅠ」先修条件単位の修得状況を確認し、令和3(2021)年度に引き続き50名弱の学生が未修得となっている状況を踏まえ、完成年度以降の変更も視野に、先修条件の妥当性について検証を進めることとした。

また、令和4(2022)年度前期の成績について、特に「インターンシップⅠ」において、履修クラスによって成績評価に差があることを踏まえ、デベロップメント・センターと協議の上、成績評価の基準を見直し、後期開講の「インターンシップⅡ」からルーブリック評価を導入することとした。

3-2. 教育課程及び教授方法

(1) 教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「教務ガイダンスを実施して、カリキュラム・ポリシーに関して学生への周知を行う。」)

令和4(2022)年3月18日、3月25日、4月1日開催の令和4(2022)年度前期教務ガイダンス及び令和4(2022)年9月8日開催の令和4(2022)年度後期教務ガイダンスにおいて、カリキュラム・ポリシーが記載された学生便覧を資料として配付し、学生への周知を図った。

(2) カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「カリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保していることを検証する。」)

学修成果の可視化に向けた学修ポートフォリオの導入を令和5(2023)年度の重点活動計画に位置づけ、学修ポートフォリオを構築する中で、カリキュラム・ポリシーに基づき開設する各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を整理し、両ポリシーの一貫性を確保していることを検証することとした。

(3)カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「教育課程の再編成に向けた議論を促進する。」)

副学長を中心としたワーキンググループにおいて、完成年度後の新カリキュラムについて検討が進められ、カリキュラム改正の方向性が決定したことに伴い、その具体化に向け、学務委員会のもとにワーキンググループを設置し、詳細な検討を進めていくこととした。

(4)シラバスを適切に整備しているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「年度当初に各科目のシラバスを確認して、不適切な記載事項については修正を行う。」)

年度当初に令和4(2022)年度に開講する全科目(担当教員未定の科目を除く)のシラバスについて、学務委員会で策定した「2022年度版シラバス作成要領」に基づき確認を行い、不適切な記載等がある場合は、担当教員に修正を依頼し、適切に修正されたことを確認した上で、学生に公開した。

また、年度当初に担当教員が未定であった科目については、担当教員が決定し、シラバスが作成され次第、同様に確認し、適宜修正した上で、学生に公開した。

(5)履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「成績優秀者の履修登録上限を超える履修登録者の学修状況を検証する。」)

成績優秀者として令和4(2022)年度における履修登録単位数上限超過の申請があった学生について、令和3(2021)年度のGPA・単位修得状況から適切に学修を進められる学生であることを確認した上で、申請を許可した(申請者：17名、許可者：17名)。

当該学生について、令和4(2022)年度における成績評価が確定した段階で、GPAの推移・単位修得状況から学修状況の検証を行う予定である。

(6)アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「FD・SD委員会と連携して、授業実施方法の教員への効率的な共有手段を検討する。」)

授業内容・方法の工夫に関しては、様々な学生のニーズに応じるために、入学前教育、導入教育（「スタートプロジェクト」という名称で「イノベーションマネジャー」が実施）、授業科目でのアクティブ・ラーニングなどに取り組んでいる。とりわけ、授業科目「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅴ」や「ビジネスフィールドリサーチⅠ・Ⅱ」においては、グループワークを用いて学生同士で協働し、能動的にビジネスプランの策定や事例研究に取り組むことができるよう、工夫をしている。なお、FD・SD委員会と連携して、授業実施方法の教員への効率的な共有手段を検討することは、令和4（2022）年度に達成できなかった。

（7）教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。（令和4（2022）年度計画：FD・SD委員会「毎月1回程度のFD・SD委員会で、学生授業評価アンケートの企画や調査結果の確認、またそれに基づく研修の企画などを行い、教授法の改善を促進する。」）

前期授業科目（1・2年次配当）の最終授業日において「授業改善アンケート」（「授業評価アンケート」からタイトル変更）を実施し、令和4年（2022）年9月21日の全体会議において全体の傾向についての分析を共有した。

アンケート回答の分析結果に基づき高評価の授業を実施した教員にヒアリングを行い、良い授業を行うためのTipsを作成して全教員と共有した。

後期授業科目（除：「インターンシップⅡ」）の最終授業日において「授業改善アンケート」を実施し、各教員ごとの集計結果を各教員に個別にフィードバックした。

3-3. 学修成果の点検・評価

（1）三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。（令和4（2022）年度計画：学務委員会「学修成果をより効果的に明示する方法を検討する。」）

学修成果の可視化に向け学修ポートフォリオを構築する中で、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を整理することで、学修成果をより効果的に明示することとした。

（2）学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。（令和4（2022）年度計画：学務委員会「学修成果が、より効果的に点検・評価できる手法を検討する。」）

学修成果を可視化し、各年次における学修状況を的確に把握することで、より効果的に学修成果を点検・評価できるよう令和5（2023）年度から学修ポートフォリオを導入することとした。

また、教育課程全体における学修成果を点検・評価するため、令和5（2023）年度から卒業時にアンケート調査を実施することとした。

(3) 学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。(令和4(2022)年度計画:学務委員会「学修指導成果のフィードバックについて、より効果的な改善が図れるよう検討する。」・FD・SD委員会「FD・SD委員会で授業評価アンケートの内容を吟味した上で、個別の教員に対して課題点とその解決方法などを相談する活動を行う。」)

各学生の各年次における学修成果をよりの確に把握するとともに、教育課程全体の学修成果を把握し、その分析を通して教育内容・方法及び学修指導の改善を図ることができるよう令和5(2023)年度から学修ポートフォリオを導入するとともに、卒業時にアンケート調査を実施することとした。

また、FD・SD委員会では、前期・後期授業改善アンケートについて、各教員ごとの集計結果を各教員に個別にフィードバックした。さらに、後期授業改善アンケートについて、教職員全体会議でアンケート項目ごとの各授業の得点の分布を示すことによって、自分の授業が全体の中のどの位置にあるか、どこが課題点であるかを各教員に自覚させ、授業改善を促すようにした。

4. 教員・職員：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援

4-1. 教学マネジメントの機能性

(1) 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「補佐体制の充実により、学長のリーダーシップがより適切に発揮できるようになったかを検証する。」)

学長は、議長として教授会を主宰するとともに、教授会の意見を聞いて教育・研究に関する最終的な意思決定を行っている。また、教授会の前に大学運営会議を招集して、大学における重要事項や懸案事項を事前に検討するなど、教学の長として適切なリーダーシップを発揮し、その責務を果たしている。

(2) 使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「教学マネジメントの確立に向け、各施策間の結びつきを整理する。」)

学長が教育研究に関する重要な事項を決定するにあたり、審議し意見を述べるために、教授会を置いている。教授会は、原則、月1回、開催され、議題及び資料は、学長が決裁している。教授会の構成員は、学長、副学長、学部長、本学の専任教授及びイノベーションマネジメント局長を持って組織し、規定する者のほか、本学の専任の准教授、講師、助教その他必要な職員を加えることができる定めとなっている(「学則」第19条第2項及び同条第3項)。

「審議事項」に関しては、「学則」第19条第5項に以下のとおり、定められている。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了及び学籍異動に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が必要と認めて定めた事項

また、「学則」第19条第6項には、「教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。」と定められ、「教授会規程」第3条には、以下のとおり、定められている。

第3条 学則第19条第5項第1号から4号に規定する事項の他、同項第5号に規定する学長が必要と認めて定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育研究に係る重要な組織の設置・改廃に関すること。
- (2) 教育研究に係る重要な規程等の制定・改廃に関すること。
- (3) 教員の採用・昇進・異動に関すること。
- (4) 学生の修学等支援の助言等の方針に関すること。
- (5) 教育研究の点検評価に関すること。

教学に関する組織的取り組みは、以上のとおり定められ、教授会を中心に実施されているが、大学教育改善を今以上に果たす組織への改組を検討している段階にある。

(3) 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「委員会・センター等の役割が重複しているかを検証する。」)

委員会は、「教授会各種委員会規程」で、「自己点検評価委員会」・「FD・SD委員会」・「コンプライアンス委員会」・「不正防止計画推進委員会」・「学務委員会」・「入学試験委員会」が置かれており、委員会ごとに、審議事項等が定めている。また、「産業界と地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項」と「産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項」を審議するため、「教育課程連携協議会」を置き、年2回開催し、学務委員会及び教授会で報告されている。

外部からのチェックに関しては、「情報経営イノベーション専門職大学が実施する自己点検評価の結果について評価」するため、「外部評価会議」を置いている。令和3(2021)年度から、年1回開催し、教育研究活動に関して、助言を得ており、「外部評価結果に基づく改善課題」を各種委員会・センター等に示している。

その他、附属機関として、「イノベーション研究所」・「グローバルセンター」・「ICT教育センター」・「デベロップメント・センター」・「地域連携センター」を置くとともに(「学則」第63条乃至第67条)、図書館(iUライブラリー)(「学則」第68条)、保健管理センター(「学則」第69条)、学生相談室(「学則」第70条)も設置している。これらセンター等は、それぞれ規程を設け、審議事項に関しては、保健管理センター及び学生相談室を除き、センター等ごとに置く「運営会議」にて審議する定めとなっている。

以上の定めのもと、委員会・センター等運営がなされているが、委員会・センター等の役割の重複に関しては、令和5(2023)年度の規程改正に向け、イノベーションマネジメント局が検証の準備を進めている段階である。

(4) 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「副学長の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているかを検証する。」)

副学長の組織上の役割は、「学則」第10条第2項で「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。」と定め、「職務権限規程」第4条で「副学長は、学長を補佐する。」と定めており、令和4(2022)年度は教育改善ワーキンググループを起ち上げるなど、機能している。

(5) 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「教授会等の会議体が機能しているかを検証する。」)

教授会は、令和4(2022)年度に全15回開催されている。また、各種委員会や各種センター運営会議等に関しても、適宜開催されている。しかしながら、一部委員会・センター運営会議においては、審議事項が極端に少ない実態が明らかになっていることから、委員会・センターの事務主担当には、規程に定める審議事項を必ず審議するよう、アドミニストレーションユニット総務・施設管理担当から求めている。

(6) 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知できているかを検証する。」)

教授会の議題に関しては、委員会開催の数週間前に、教授会所管のアドミニストレーションユニットから、議題及び教授会資料の提出を求めているが、その際に、当該規定を示し(前述(「4-1(2)」))、明確に周知している。また、学内情報共有ツールである「コンフルエンス」のページを活用して、「委員会運営マニュアル」を共有しているが、そのマニュアルにも、文部科学省通知の該当部分や法令、本学規定を掲載し、学内に周知している。

(7) 大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。
(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているかを検証する。」)

大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているかに関して、エビデンスに基づく検証ができていない現状にあるが、令和5(2023)年3月22日実施「教職員全体会議」の副学長講話において、「教学マネジメント体制整備」に関する取組計画が共有されており、令和5(2023)年度に具体的に議論される予定となっている。

(8) 教育課程連携協議会の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。(令和4(2022)年度計画：学務委員会「教育課程連携協議会の指摘を踏まえて、教育課程の再編成に向けた議論を促進する。」)

教育課程連携協議会の議事要旨を学務委員会(令和4(2022)年11月9日第9回)及び教授会(同年11月16日第7回)で共有するとともに、教育課程連携協議会の指摘も踏まえつつ、完成年度後にカリキュラム改正を行うことができるよう学務委員会のもとに新カリキュラムの詳細を検討するためのワーキンググループを設置することとした。

(9) 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。(令和4

(2022) 年度計画：大学運営会議「**「教学マネジメントの遂行に必要な適切な人員を配置し、規定・業務分掌に定められた役割を遂行する。」**

前述のとおり（「4-1（3）」）、各種委員会やセンター等が置かれており、それら委員会・センター等には、教員及び事務職員が、委員や構成員として、配置されている。

事務分掌は、「事務組織及び事務分掌規程」に明確に役割が定められており、正規事務職員（責任者を除く）として、教学部門 18 名（学生支援 8 名、教務 2 名、キャリア支援 8 名（兼務 1 名除く））、学生募集・広報部門 7 名（広報 2 名、学生募集 3 名（兼務 4 名除く）、入試 2 名）、行政管理部門 4 名（経理 1 名、総務・施設管理 3 名）が配置されている（令和 4（2022）年 5 月 1 日現在）。

4-2. 教員の配置・職能開発等

(1) 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。（令和 4（2022）年度計画：大学運営会議「**カリキュラム改正に向け、大学に必要な専任教員の確保・配置を検討する。」**

本学では、情報通信技術と経営に関する知識・スキルを活用し、国際社会と地域社会でイノベーションを起こす人材を育成することを主眼とした教育を推進するために、実務の経験等を有する専任教員（実務家教員）かつ起業実績やイノベーションの実績のある教員を中心に構成している。実務の経験等を有し研究能力や研究上の実績を併せ持つ教員は、大手企業での研究者や産業界での高い業績を有する大学教員経験者を配置している。また、みなし教員も産業界での高い業績であることを前提とし、教育課程の編成やその他大学運営に十分責任を担える者を教員として配置している。

情報通信技術分野に関しては、情報通信技術の最先端の研究者、情報通信技術の実務経験者、様々な情報通信技術科目の教授に優れている実業家を中心に構成している。経営分野は、起業経験者、大企業の役員クラス、グローバルコンサルタント、経営系大学院の教員を中心に構成し、新たなサービス開発や起業教育を実現できる体制としている。英語教員は、グローバル対応ができるようネイティブ教員、及び語学力はもとよりグローバルな産業界で活躍している教員で構成している。

以上のとおり、教員を配置しているが、完成年度以降をカリキュラム改訂に向け、学長直下のワーキンググループで大学に必要な人材についての検討がなされている。

(2) 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。（令和 4（2022）年度計画：大学運営会議「**完成年度後の採用・昇任の適切な運用に向け、準備する。」**

教員の採用・昇任については、「教員の採用及び昇任に関する規程」で定められている。令和 4（2022）年度は、専任教員の退職・昇任はなかったが、非常勤教員の退職及び任期満了があった。しかしながら、非常勤講師の新規採用については、規程のとおりの手続きとなっていないため、大幅な改善が求められる。

(3) FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。（令和 4（2022）年度計画：

FD・SD委員会「半期に1度の教職員全体が集まったの授業レビューをFD研修として組織的に実施する。」)

令和4年(2022)年9月21日に教職員全体会において110分のFD研修会を実施した。委員会から前期授業改善アンケートの結果概略を報告した後、グループに分かれて教職員がそれぞれ学生の声をどのように拾い上げ対処しているか、対処に苦慮している点はないかを報告しあった。その上でそれらの点について対処法のアイデアを出し合った。

また、令和5年(2023年)3月22日に教職員全体会において120分のFD研修会を実施した。委員会から前期授業改善アンケートの結果概略を報告した後、外部講師の市川瑛子氏(ランサーズ株式会社 新しい働き方LAB 所長 / 一般社団法人留学エール 代表理事 / 本学客員教授)によるアクティブ・ラーニングの考え方についてのレクチャー、アクティブ・ラーニングに関する各教員のTipsの共有、教職員のグループワークによる情報共有・意見交換を行った。

4-3. 職員の研修

(1) 職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。(令和4(2022)年度計画: 大学運営会議「学校職員としての資質・能力を向上するため、法人人事部主導の職員研修、管理職研修を実施する。」・FD・SD委員会「イノベーションマネジメント局と連携し、SD研修を組織的に実施する。」・コンプライアンス委員会「コンプライアンスに関する定期的な研修を教職員に対して、内容をアップデートし、実施する。」・不正防止計画推進委員会「引き続き、「コンプライアンス教育と研究倫理」研修を実施する。」)

法人人事部による、一般職研修、主任TC研修及び管理職研修を実施した。

一般職研修の「教育体系の目的」は、「計画的かつ体系的に教育研修を実施することにより、職員に求められるビジネススキル・ヒューマンスキルと創造力思考能力・問題解決能力を開発することを目的とする。」とし、令和4(2022)年度のテーマは「働きがいの向上」((1)レジリエンス(精神的回復力)について理解する。(2)ポジティブ感情を高めるための考え方と手法を理解する。(3)ネガティブ感情を処理するための考え方と手法を理解する。)であった。主任TC研修の「教育体系の目的」は、「計画的かつ体系的に教育研修を実施することにより、職員に求められるビジネススキル・ヒューマンスキルと、主任TCに求められる役割: 職場のリーダー、管理職の立場としての心構え等を開発することを目的とする。」とし、令和4(2022)年度のテーマは「主任TCの役割と働き方改革」((1)管理者の立場としての心構えと実践事項を理解する。(2)チームリーダーに求められる役割を理解し職場実践する。(3)働きがいの向上の重要性を理解し実践する。)であった。管理職研修の「教育体系の目的」は「計画的かつ体系的に教育研修を実施することにより、職員に求められるビジネススキル・ヒューマンスキルと管理職のマネジメント能力・リーダーシップを開発することを目的とする。」とし、令和4(2022)年度のテーマは「経営管理と働き方改革」((1)経営管理者の責務と経営チームの重要性を理解する。(2)職員が働く喜びを得られる職場マネジメントを理解し実践する。))であった。

コンプライアンス委員会においては、令和4(2022)年6月1日にslackの#通知_総務・施設管理担当のチャンネルにて、ハラスメント防止啓発リーフレットを周知し、職員(教員及び事務職員)

にハラスメント防止啓発を行った。また、令和4(2022)年9月21日開催教職員全体会議では、全教職員に、アカデミックハラスメント・パワーハラスメント等について、防止啓発を行うとともに、気が付かないうちに自分自身が加害者にならないための注意喚起を促し、ハラスメント防止啓発を再度行った。

不正防止計画推進委員会においては、令和5(2022)年9月21日開催教職員全体会議にて、「コンプライアンス教育と研究倫理について」と題し、コンプライアンス及び研究倫理についての研修を実施した。加えて、科学研究費(日本学術振興会)を申請した教員と担当事務職員については、「公的研究費取扱要領」に基づいた適切な研究費の取り扱いについて具体的な指針を示してガイドを行なうと共に、eラーニングを用いた不正防止の研修(L-core)の受講を義務付け実践している。

4-4. 研究支援

- (1) 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。(令和4(2022)年度計画:大学運営会議「快適な研究環境であるかを検証する。」・図書委員会「研究資料に関し、教員からの積極的情報収集を図る。」・ICT教育センター「研究におけるインターネット環境については、次期学術情報ネットワーク整備と同時に議論すべき課題であり、平行して検討する。研究設備としては令和4(2022)年度内に計算機サーバー(含、GPU)を整備する。」)

図書委員会において、令和4(2022)年度は、他教員により、本学教員によるお薦め本のアンケートが実施されており、その結果に基づき、委員会にて購入可能な本を導入することを決定し、図書館の入り口に展示スペースを確保し、学生が興味を持つように工夫して展示した。また、大学独自の資料(卒論、紀要等電子資料)を保管するための機器、環境を整備することを大学運営会議で決定し、管理用のパソコンを購入した。図書委員会にて、漫画、学生の人間性を大きくする図書の購入の是非について審議し、今後、購入することを決定した。また、近隣の曳舟図書館(公立)館長、副館長と本学図書館との交流施策について意見交換を実施し、今後、施策実施に向けて双方が協力して実施することを合意した。

快適な研究環境の整備状況は、「2-5(4)」で報告したとおり、進んでいる。また、有効に活用できるように学内への周知について、年度末や年度始めのガイダンスにおいて在学生及び新入生に対し、整備した環境や情報モラルについて説明した。年2回実施している教職員の全体会合などにおいても説明し周知を進めている。

ICT教育センターでは、令和4(2022)年度から「ICT補助員」を新設し、ICT補助員に対して、講習会の実施などで、整備した環境や情報モラルの周知のみならずその具体的な使い方についての説明を行い、有効に活用できるようにした。ICT補助員は、在学生からICTに関する知識やスキルを兼ね備えた人材について公募し、15名の応募の中から6名採用した。学生によっては知りたい情報が様々であることがヒアリング調査から判明したため、第一部として学内の教育研究設備の説明をし、第二部として授業では扱わない一方で知っておくと便利なソフトウェアやサービスなどの具体的な使い方について説明する講習会のフォーマットを開発し、令和4(2022)年9月に実施した。令和4(2022)年9月の実施では、学生からニーズの高かったクリエイティブ系ソフトウェアのAdobe Premier Rushの使い方について説明し、参加者全員が良かったと回答しており、内容も今後活かせる内容だったと8割が回答し、参加者にとって有益な講習会が開催できた。

(2) 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。(令和4(2022)年度計画:大学運営会議「研究倫理に関する規則に基づき、厳正な運用がなされているかを検証する。」・不正防止計画推進委員会「研究不正を防止するため、研究倫理に関する規則を整備し、見直しを行なった内容に対し、適切な運用を実施する。」)

研究倫理については、不正防止計画推進委員会を設置し、研究活動及び公的資金の使用に係る公正性確保に関する規則、公的研究費の管理・監査に関する規程、公的研究費不正防止計画等を定め、研究者及び事務職員の責務を規定するとともに、研究活動に伴う研究費の適正な運営及び管理、不正防止を図っている。また、毎年研究倫理に関する講習会を開催して研究者や職員の意識啓発を行い、研究費の適正な執行に努めている。

令和4(2022)年度も引き続き、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の主旨を踏まえ、本学の教職員の研究倫理の確立・向上に努めるとともに研究活動の不正を未然に防止するために作成した「情報経営イノベーション専門職大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」等、関連諸規程に基づき、その運用を実施している。

(3) 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。(令和4(2022)年度計画:イノベーション研究所「研究活動への資源配分に関する規則を整備する。」・ICT教育センター「授業環境やLMS環境、オンライン授業などに関するアンケート調査を学生に行い、問題点があれば改善する。」)

イノベーション研究所では、分散型自立組織型でプロジェクトが創出されやすい研究環境を整備した。スキル、時間、空間、お金などをそれぞれが提供できるソーシャルキャピタルを可視化し、プロジェクトを推進したい人たちがアプローチできる一気通貫型の環境を構築するために、DAPPSを開発し、ベータ版を令和5(2023)年3月にリリースした。

ICT教育センターでは、学生からのICTに関する顕著なトラブルや相談事例をセンター運営会議で共有するとともに、定期的なアンケート調査なども行い、学生の意見等の収集に努めている。令和4(2022)年度も8月にヒアリング調査を行い、またそのヒアリング調査は初めてICT補助員を通じて実施した。学生のICT補助員がヒアリング調査をすることで、些細な意見でも言いやすくなるとともに、対面でインタラクティブに意見を聞けるため問題の状況が具体的に把握できた。例えばこれまでのアンケート調査では『Wi-Fiが繋がらない時がある』といった意見で終わっていたが、ヒアリング調査により、『Wi-Fiが繋がらない時がある』に対して『いつ』『どこで』といった状況について把握することができた。ヒアリング調査よりモニタや教室におけるプロジェクタの利用、Wi-Fiの接続性、電源の不足などが指摘された。教室におけるプロジェクタの利用についてはガイダンスや講座などを活用して周知していくことが確認された。電源については教務委員会で各教室へ電源タップを配置する短期的対応が行われた。しかし、動線を考慮した配線を行わないと足を引っ掛け事故に繋がる等考えられるため、長期的な対応については継続検討とした。モニタの利

用についても常設場所の問題などがあり、継続検討とした。Wi-Fi の接続性に関しては場所や時間帯、現象などが一定ではないため原因の特定には至らなかった。今後問題が発生した場合は、その場ですぐ連絡するように周知し、原因の特定に努める。

(4) 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議・イノベーション研究所「研究活動のための外部資金に関して、大学として5プロジェクト以上の資金を獲得する。」)

地方公共団体との受託研究1件、科学研究費(分担者)の受入れ1件が行われた。UDC すみだからの受託研究の受け入れも決まっており、後期の受入れに向け契約手続きを進めているところである。外部資金獲得の推進にあたっては、地域連携の情報共有や教員の研究内容を共有することを通じて、受託研究等の連携が円滑に行われるように教職が協働して行っており、引き続き推進していく。

プロジェクトについては、以下の3つの基準(①進行中のプロジェクトまたは令和4(2022)年度に完了したプロジェクト、②資金獲得(100万以上) and/or 相応の供出物があるもの、③新規性のあるもの)を満たした13のプロジェクトを「B Lab 認定プロジェクト」と定義し、令和5(2023)年2月8日の大学運営会議にて学長から報告があった。

5. 経営・管理と財務：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計

5-1. 経営の規律と誠実性

(1) 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているかを検証する。」)

本学の設置者である学校法人電子学園は、「寄附行為」において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、理事会を「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」、理事長を「この法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。

(2) 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的を実現するために必要な各施策について検証する。」)

情報経営イノベーション学部の学部長補佐は従来1名であったが、令和4(2022)年度から、情報経営イノベーション学部の三つの領域(ビジネス領域・ICT領域・グローバル領域)から選出した3名を新たに置くこととした(人事発令告示日は令和4(2022)年3月24日)。これら学部長補佐も含め、学長、副学長、学部長、本学事務局である「イノベーションマネジメント局」の局長及びユニット長が、大学の運営に関して重要事項を審議する「大学運営会議」の構成員となっている。

(なお、令和5(2023)年度から、イノベーションマネジメント局長は副学長兼務となり(人事発令告示日は令和5(2023)年3月20日)、従来1名であった副学長が2名体制となる。)

これらにより、学長のサポート体制が強化され、本学の教育理念等の実現に向け、改善に向けた不断の努力を行っている。

(3) 環境や人権について配慮しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「学内におけるハラスメント事案について、審議するとともに、今後の防止策について、検討する。また、環境保全体制についても検証を行う。」・コンプライアンス委員会「パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント・アカデミックハラスメント以外のハラスメントに関して、適切な対応を引き続き実施する。」・保健管理センター「健康調査票等を電子化し管理する方法、課題等を検討し、これを実現する。」・学生相談室「学生相談室運営における人権配慮を定期的に検証する仕組みを導入し運用する。」)

環境保全への配慮としては、受動喫煙防止法及び厚生労働省健康局長通知を遵守して大学内はすべて禁煙としている。また、学内におけるハラスメント事案については、大学運営会議で、審議するとともに、法人と協業して今後の防止策について議論している。

コンプライアンス委員会では、令和4(2022)年9月21日開催全体会議にてハラスメント防止啓発を行った他、労働法について理解度向上のためのリーフレットの案内と内閣府男女共同参画局作成のAV・DV被害防止リーフレットの案内を周知し、教職員のサポートを行った。また、学生に

対しては、UNIPAを通じて、労働法についてのリーフレットとAV・DV被害防止リーフレットを周知した。

保健管理センターでは、健康調査票、議事録等個人の機微情報の記録されることを考慮し、アクセスできる権限を管理している。アクセスされた履歴の追跡のため、電子化も併せて検討し、議事録等、着手が容易なところから順次電子化を実施している。健康調査票に関しては、鍵付きのロッカーに保管し、特定の職員しか見ることができないように管理している。

学生相談室では、学内の人権等への配慮が適切に行われるよう、令和3(2021)年度検討して、半期に一度チェックリストを活用することとなった。これは、潜在的な課題についても可能な限り早期の気付きを促し予防的な対応を可能とする。このチェックリストによる点検は半期ごとに行うこととし、チェックリストの内容についても随時見直すこととした。

(4) 学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「危機管理マニュアルの更新を行うとともに、関連するマニュアルとの整合性を検証する。」・コンプライアンス委員会「コンプライアンス違反に関わる危機管理体制及びその機能性を毎年検証し、必要に応じて改善する。」・保健管理センター「衛生委員会、学校医と連携して、危機管理体制を整備する。」)

新型コロナウイルスの5類移行に伴い、新たな感染症が今後流行した際に対策できるフローを盛り込んだ危機管理マニュアルに更新した。

また、消防計画を見直し、新たに自衛消防隊を再編成することで、職員の適正配置を行った。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンス違反に関わる危機管理体制及びその機能性を検証する予定であったが、コンプライアンス違反に関わる事案が起きなかったため、令和4(2022)年度は未実施とした。

保健管理センターでは、「緊急時の対応iUマニュアル～救急要請の流れ～」を作成し、運用している。また、感染報告フローを見直し、修正するとともに、感染症対策の告知、予防接種の実施が行える体制を維持している。その他、教職員対象に緊急時の対応について、消防署の署員が来学し、講習を実施した。

5-2. 理事会の機能

(1) 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の現状について、法人事務局と連携して、機能性も踏まえ、検証する。」)

日常的な業務運営における迅速な意思決定機関としての役割をもつ審議機関として、2つの会議体を置いている。まず、法人と教学(本学及び日本電子専門学校)の課題等を整理する場として「役員会」を置き、理事が構成員となり、原則、週1回、開催されている。また、法人と教学(本学及び日本電子専門学校)の状況についての部署長への共有の場としての役割をもつ「部署長連絡会」を原則、週1回、開催している。この「部署長連絡会」は、法人事務局、法人が設置

する日本電子専門学校及び本学から「部長」相当職が出席しており、相互理解の場となっている。
情報を共有し、意思決定ができる体制を整備しており、教育理念等の達成に向けて、適切に機能している。

(2) 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われているか。(令和 4 (2022) 年度計画：大学運営会議「理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営が適切に行われているかを、法人事務局と連携して、検証する。」)

理事は、「寄附行為」第 6 条に「(1) 日本電子専門学校の校長 (2) 情報経営イノベーション専門職大学の学長 (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 5 人 (4) 学識経験者 (校長、学長又は評議員である者を除く。)のうち理事会において選任した者 4 人」と定めている。理事の定数については、「寄附行為」第 5 条第 1 項第 1 号に「11 名」と定めている。令和 4 (2022) 年度の理事会は、定めのとおり、「1 名で構成されている。また、この 11 名の理事には、外部から選任された 2 名の者が含まれ、理事会で意見を得心することにより、公平であり、且つ社会的観点をもった意思決定を行っている。

学校法人電子学園は、令和 2 (2020) 年 4 月施行の改正私立学校法の趣旨を踏まえ、適切な組織運営を行っており、理事会に関しては、適正な意思決定を行っている。

(3) 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。(令和 4 (2022) 年度計画：大学運営会議「理事の出席状況及び欠席時の委任状が適切であるかについて、法人事務局と連携して、検証する。」)

理事会は、令和 4 (2022) 年度において、年間 6 回、開催された。理事の出席数は、全て定足数を満たしている。なお、「寄附行為」第 15 条第 11 項では、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」と定めている。書面出席者の延べ人数は 5 名であり、書面出席者を加えた場合の出席率は、100%となっている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

(1) 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。(令和 4 (2022) 年度計画：大学運営会議「意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているかについて、法人事務局と連携し、検証する。」)

本学学長は、前述のとおり(「5-2 (2)」)、「寄附行為」第 6 条の規定により、学校法人電子学園の理事として、選任される。また、令和 4 (2022) 年度現在、本学副学長、本学イノベーションマネジメント局長も、理事として選任されている。大学の管理運営を執行するこれらの者が、理事会の構成員となることにより、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携が適切に行われている。

(2) 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているかについて、法人事務局と連携し、検証する。」)

理事長は、「寄附行為」第11条に「この法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。また、第12条に「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない」と定めている。さらに、第15条に、「理事会」は理事長が召集し、理事長が議長となることが定めており、理事長が法人の管理運営を行ううえで、リーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。

(3) 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「教職員の提案などをくみ上げた内容を適切に各委員会センターに共有し改善に取り組ませる。」)

「学則」第18条の定めのとおり、「本学の運営に関する重要事項を審議するため」に「大学運営会議」を置いている。令和4(2022)年度は、構成員として、学長、副学長、学部長、学部長補佐(4名)、イノベーションマネジメント局長、イノベーションマネジメント局ユニット長(3名)を置いており、学長を議長と定めているが、オブザーバーとして、理事長及び常務理事が出席しており、大学運営会議で、大学の状況のくみ上げが行われている。

また、学長、副学長、イノベーションマネジメント局長のほか、ユニット長2名が評議員として選任されており、これらの者が、必要に応じて、大学の意見を評議員会に報告することが可能となっている。

(4) 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「より適切な機能化に向け、法人事務局と連携し、内部監査組体制を整え、さらに定期的に監査を受ける。」)

理事長は、「寄附行為」第18条第4項の定めのとおり、評議員会を招集し、「寄附行為」第20条に定めている事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くなど、適切に評議員会を開催しており、法人及び大学の各管理運営機関が、相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。なお、令和4(2022)年度は、法人内部監査室により、業務監査(客員教員に関する事項)を受審し、業務改善を行った。

(5) 監事の選任は適切に行われているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「監事の辞任等に伴う選任の際に適切に行う。」)

監事は、「寄附行為」第7条の規定のとおり、「この法人の理事、職員（校長、学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外」の者から候補者を理事会が選出し、候補者うちから評議員会の同意を得て、2人の監事を選任している。なお、令和4（2022）年度は、監事の辞任に伴う選任を、定めのとおり、適切に行った。

（6）評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。（令和4（2022）年度計画：大学運営会議「評議員の辞任等に伴う選任の際に適切に行う。また、評議員会の運営を適切に行う。」）

評議員会の設置及び運営は、「寄附行為」第18条で、評議員会への諮問事項は「寄附行為」第20条で、それぞれ定められている。また、評議員の選任は、「寄附行為」第22条で、「(1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者9人 (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者5人 (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者9人」と定め、「寄附行為」第18条第2項で評議員の定数を「23名」と定めている。なお、令和4（2022）年度も、定めのとおり、評議員会は23名で構成されており、評議員の任期満了により、適切に改選を行った。

（7）監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。（令和4（2022）年度計画：大学運営会議「監事の理事会及び評議員会への出席状況を管理する。」）

令和4（2022）年度において、理事会及び評議員会への監事の出席状況は、100%となっており、適切に職務が遂行されている。

（8）監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べているか。（令和4（2022）年度計画：大学運営会議「監事から、理事会及び評議員会で、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、意見を得る。」）

監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、「寄附行為」第14条に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監査を実施し、意見を述べている。

（9）評議員の評議員会への出席状況は適切か。（令和4（2022）年度計画：大学運営会議「評議員の評議員会への出席状況を管理する。」）

評議員会は、令和4（2022）年度において、年間5回、開催された。評議員の評議員会への出席数は、全て定足数を満たしている。なお、「寄附行為」第18条第9項では、「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」と定めている。書

面出席者の延べ人数は6名であり、書面出席者を加えた場合の出席率は、97.4%となっている。

5-4. 財務基盤と収支

(1) 中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」に基づき、滞りなく執行する。)

財務運営に関しては、設置計画に基づき運営しており、当初計画より支出超過ではあるが、概ね計画通りに運営している。しかしながら、科学研究費等の外部資金獲得に関し、目標未達であることから、改善向け取り組んでいく。

(2) 安定した財務基盤を確立しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「安定した財源確立のために、学生確保及び退学者の低減に取り組むとともに、教育研究に支障のない範囲での選択と集中を行い、経費節減を実現する。」)

全学的に学生募集対策を講じるとともに、退学率減少に向けた取り組みを進めており、かつ教育に支障のない範囲での経費節減に取り組んでいる。具体的には、イノベーションマネジメント局アドミニストレーションユニットが中心となり、大学構内清掃業務など管理部門の契約の精査などを行い、経費削減に取り組んだ。一方、収入増加方策として施設貸出しを積極的に行い、施設利用収入を得ている。

(3) 使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「設立当初の計画通り執行する。」)

本学の運営は、設置計画に基づき行われており、完成年度に収支がバランスする計画である。現段階では、開設3年目の学年進行中であるが、当初計画よりも収支バランスが取れていない。主な原因は、休・退学者の増加や物価高騰などの経済状況の変化などが挙げられるものの、概ね当初計画とおりに進行している。引き続き、完成年度で収支バランスを保つべく、法人経営企画室と連携し、進捗管理を実施していく。

(4) 使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「受託研究費や科研費の獲得を推進する。」)

学長から大学運営会議等で受託研究費や科学研究費獲得等外部資金獲得への発信がなされ、外部資金獲得及び地域連携センターと協力しながら受託研究費等獲得を推進し、旭化成株式会社、京丹後市及び墨田区(UDC すみだ)から獲得した。しかしながら、目標獲得金額には未達であり、引き続き改善へ向け取り組んでいく。

5-5. 会計

(1) 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「会計処理の関連業務の効率化を図りつつ、学校法人会計基準などに則り適正な処理を行う。」)

本学は、関係法令で定められている学校法人会計基準、「学校法人電子学園経理規程及び経理規程施行細則」に則り、日々、証拠書類に基づいて、仕訳、伝票起票を行い適正に会計処理を行っている。

また、会計知識の向上のため経理担当職員については、顧問公認会計士による研修を受講している。その他、日々の会計処理における不明な点は、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士等の専門家に適宜問合せをするなど、コンプライアンスを遵守し適正に会計処理を行えるよう指導・助言を受け対応している。

(2) 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「法人財務経理部と連携し、外部監査法人による厳正な会計監査を実施する。」)

本学は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき、監査法人による会計監査(任意監査)を受けており、その都度「監査報告書」により適正意見が表明されている。

監査内容については、年次決算の財務書類に対する根拠資料との整合性が確認されている。併せて、各会計処理のプロセスについて担当者に対し妥当性の検証が実施されている。

(3) 予算と著しく乖離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「半期で予算執行状況を細かく確認し、予算額との乖離があれば補正予算を編成する。」)

イノベーションマネジメント局アドミニストレーションユニットが中心となり、予実管理を行っており、事業年度中に事業計画にない事項及び予算内に収まらない支出など、予算と著しく乖離する可能性がある場合については、法人財務経理部と連携し、補正予算を編成している。

6. 内部質保証：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル

6-1. 内部質保証の組織体制

(1) 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「内部質保証に関する方針を明確にする。」)

本学は、「学則」第2条に、「教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表する。」と定めている。

また、本学は、教学面における管理運営体制として「教授会」を、大学経営面における管理運営体制として「大学運営会議」を置いている。各種委員会やセンター等の活動を含め、これら教学や大学経営に関して、「点検」「評価」を行うために、「自己点検評価委員会」を置いており、「自己点検評価活動」として、「評価の項目」・「細目」ごとに、点検評価をできる仕組みとしている。

内部質保証については、後述のとおり(「6-2(1)」)、自己点検評価委員会で審議されているが、その方針について、策定が達成されていない状況にある。

(2) 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「内部質保証のための組織体制を整備する。」)

前述のとおり、教学や大学運営に関して、教授会や大学運営会議、所管の各種委員会やセンター等で審議・実施されており、その点検評価もなされているが、内部質保証に関する方針に関しては、現在、定まっておらず(「6-1(1)」)、その組織体制の明確化は果たされていない状況にある。

(3) 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。(令和4(2022)年度計画：大学運営会議「内部質保証のための責任体制を明確にする。」)

内部質保証に関する方針が策定されていないため、内部質保証のための責任体制は明確化されていない。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。(令和4(2022)年度計画：自己点検評価委員会「令和4(2022)年度から開始する新たな仕組みに基づいた自己点検評価活動を行う。」)

本学「学則」第2条で、「本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表する。」と定めている。

さらに、「大学評価に関する規程」第1条で、「本学は、自己点検評価及び認証評価（以下、自己点検評価等）を円滑に実施するため、自己点検評価委員会を置く。2 前項に定めるもののほか、本学の自己点検評価の客観性及び公平性を担保するため、学外有識者によって組織する外部評価会議を置く。」と定め、自己点検評価委員会所管のもと、自主的・自律的な自己点検評価活動を行っている。

自己点検評価活動を行うにあたっての「評価の項目」は、「設置の趣旨等を記載した書類」（以下「趣旨書」）に明記されているもの（①使命・目的：使命・目的、教育目的 ②学生：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応 ③教育課程：卒業認定、教育課程、学修成果 ④教員・職員：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援 ⑤経営・管理と財務：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計 ⑥内部質保証：組織体制、自己点検・評価、PDCAサイクル ⑦社会との連携、国際交流 ⑧委員会が必要と認めた事項 及び教育課程連携協議会に関すること）を用いている。

令和2（2020）年度の初年度は、前述の「評価の項目」を「各種委員会・センター」等に担当として割り振り、各種委員会・センター等ごとの自己点検評価活動を開始した。令和3（2021）年度は、「評価の項目」に公益財団法人日本高等教育評価機構の「評価の視点に関わる自己判定の留意点」を付すとともに、各種委員会・センター等自らが「自己評価」する仕組みを導入し（自己点検評価委員会による修正もあり）、より具体的な取組を各種委員会・センター等に促した。令和4（2022）年度からは、「自己評価」の根拠として、「エビデンス」の提出を求めつつ（後述（「6-2（2）」））、進捗状況・最終報告の記載の簡素化を図るとともに、「自己点検評価報告書」の作成にあたっては、「各種委員会・センター等」ごとの記載から「評価の項目」ごとの記載に改めた。

現在のところ、以上の活動を実施しているが、自己点検評価委員会委員や大学運営会議委員の意見を中心に、「内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価」の改善を図っていく。

（2）エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。（令和4（2022）年度計画：自己点検評価委員会「エビデンスに基づく自己点検評価活動となるよう、「2022年度委員会運営マニュアル」に従った委員会活動を学内に啓発し、助言する。」）

各種委員会・センター等が委員会運営をする際に活用できるよう、令和4（2022）年度開始前に「委員会運営マニュアル」を作成し、委員会委員長・センター長、各種委員会・センター等に置く「事務主担当」に周知し、各種委員会・センター等は、係る「委員会運営マニュアル」に沿って、委員会運営をするよう、要請している。

前述のとおり（「6-2（1）」）、令和4（2022）年度から、「自己評価」の根拠として「エビデンス」を求めるように改めた。エビデンス志向の啓発は、各種委員会・センター等が、組織的な活動として意思決定し、遂行しているかを明確にするものである。まず、各種委員会・センター等に「令和4（2022）年度計画」を作成・提出の依頼をする際に、「2022年度から、『自己評価』の『判断の根拠』として、エビデンスとなる『委員会資料』等の提出を年度末に求めます。この点を十分に留意したうえで、各計画に関わる施策を実施してください。」と伝達した。また、「令和4（2022）年度進捗状況」依頼時は、「記載内容に関わり、委員会やセンター運営会議で審議した事項等、エビデンスを、最終報告提出時（2023年3月上旬を予定）に自己点検評価委員会が確認します。エビデンスを、最終報告提出時（2023年3月上旬を予定）に自己点検評価委員会が確認します。エビデンスを、最終報告提出時（2023年3月上旬を予定）に自己点検評価委員会が確認します。」と伝達した。

スのない活動は、記載できません。」と注意喚起した。「各種委員会・センター等 令和4（2022）年度最終報告、同年度自己評価及び同年度エビデンス」依頼時においては、「委員会等で、組織的に実施したことを記載してください。なお、記載内容に関わり、今回から、委員会等で審議した事項や関連資料を自己点検評価委員会で確認します。」と示し、「エビデンス」の提出を明確に求めている。

（3）自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。（令和4（2022）年度計画：自己点検評価委員会「2021年度自己点検評価報告書をオフィシャルサイトに公表する。」）

「自己点検評価報告書」は、前年度の自己点検評価活動をまとめたものを、翌年度の「情報の公表」の掲載時に、毎年度、本学 Web サイトで学外に周知するとともに、学内においては関連法令と合わせて、学内情報共有ツールである「コンフルエンス」で共有している。なお、この「自己点検評価報告書」は「外部評価」（後述（「6-3（1）」）の「評価資料」として、「外部評価会議」委員に提出されている。

（4）現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。（令和4（2022）年度計画：自己点検評価委員会「IRへの取り組みを具体的に実施する。」）

本学の IR に関しては、学期ごとに実施される「教職員全体会議」及び「教育課程連携協議会」時に、副学長と兼務となっている自己点検評価委員会委員長が教学に関わる分析（出席数・GPA・自己評価等）を提示している。さらに、令和4（2022）年度から、「一般社団法人大学 IR コンソーシアム」（以下、IR コンソーシアム）に入会し、「学生調査」を実施することとなった。この「学生調査」は、第1学年及び第3学年を対象に実施され（第2学年は香川大学小方教授による調査を実施）、データを収集、「IR コンソーシアム」に提出した。これらデータにより、他大学との比較も容易になるうえ、IR コンソーシアムで実施される研修に参加することで、分析手法の洗練化も期待できる。

6-3. 内部質保証の機能性

（1）三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。（令和4（2022）年度計画：自己点検評価委員会「本学の体制に相応しい内部質保証の仕組みを明確化する。」）

本学の自己点検評価活動は、本学独自の「評価の項目」に、認証評価機関の留意点を付すことで具体化したうえで、各種委員会・センター等が PDCA サイクルを回す仕組みとしている。これら自己点検評価活動の「客観性及び公平性」を担保するため、令和4（2022）年度も、本学「外部評価実施規程」に基づき、「外部評価」を実施した。「本学職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者」から「外部評価会議委員」として2名委嘱し、令和4（2022）年10月12日に実地

調査及び「外部評価会議」を実施・開催した。令和4(2022)年12月21日開催教授会で外部評価会議委員による「外部評価報告書」及び「2022年度外部評価結果に基づく改善課題」を報告するとともに、学長が同年12月26日に各種委員会・センター等に対して課題の改善を指示した。

とはいえ、「三つのポリシーを起点とした内部質保証」の仕組みに関しては、明確化できていない。令和4(2022)年7月21日開催自己点検評価委員会では、各認証評価機関による内部質保証の定義を確認し、他大学の質保証体制図を検証したうえで、本学の現状を踏まえた質保証体制を審議した。その後、令和4(2022)年11月25日開催自己点検評価委員会では、「教育の内部質保証」についての他大学での取り組みを、「教学マネジメント」とともに、審議した。その際に得た委員からの意見を、完成年度以後の組織体制の変更に活用する方針であるが、現時点、「本学の体制に相応しい内部質保証の仕組み」の明確化を達成できているとまでは言えない。

(2) 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。(令和4(2022)年度計画：自己点検評価委員会「設置計画履行状況調査を自己点検評価活動に反映できる仕組みを確立する。」)

令和3(2021)年度から自己点検評価活動の各種委員会・センター等の項目に「中期計画に関する事項」を組み込み、現在に至るまで、「中期計画に関する事項」を含める形で、自己点検評価活動を実施している。また、令和4(2022)年度から、「令和5(2023)年度計画」の作成・提出依頼時期を、中期計画と結びつく「令和5(2023)年事業計画」の作成・提出依頼時期と合わせ、中期計画と自己点検評価活動をより関連性のあるものとした。しかしながら、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた中期計画への反映については、仕組化できていない。なお、令和5(2023)年度の計画として、「自己点検・評価、外部評価及び設置計画履行状況等調査の結果等を、大学運営の改善・向上施策に反映する。」を設定している。次期中期計画(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)の策定に関しては、自己点検評価等の結果を踏まえたものとなるよう、仕組みの確立の準備を進めている。

7. 社会との連携、国際交流

(1) 企業・地域初等中等教育機関（令和4（2022）年度計画：地域連携センター「地域及び企業からの連携依頼に対して、適宜対応する。」）

地域及び企業からの連携依頼に対して、案件に応じて対応を進めた。令和4（2022）年度は、17件の新規プロジェクトの着手があった。

地方公共団体の事例としては、京都府京丹後市において令和3（2021）年度策定のDX構想に従い、市役所のBPR実施を支援した。計画通り完了し、実施内容につき最終報告を令和3（2021）年10月に行なった。

企業的事例としては、墨田区の国際ファッションセンター向けのDX講習会を実施した。令和4（2022）年12月より、全3回の講習会を実施した。

ICT教育センターでは、企業的事例としては、墨田区の国際ファッションセンター向けのDX講習会を実施した。令和4（2022）年12月より、全3回の講習会を実施した。

また、他の研究組織に所属している人が本学に来た際にWi-Fiをシームレスに使えるようEduroamの整備を進めた。Eduroam導入に必要となる認証基盤の変更や学認への加入などを進め、令和5（2023）年2月までにEduroam加入の技術要件が整ったためEduroamの加入申請を行った。令和5（2023）年3月12日現在Eduroam加入審査中ではあるが、加入が認められ次第速やかに学内Wi-Fi環境をEduroamへ対応できるように準備を進めている。

その他については、地域連携センターなどとも連携し、京丹後市の中学校におけるプログラミング教育の支援を行なった。中学校の技術教員向け研修会を実施し、それをもとに技術教員が生徒へ指導できるようにサポートを行った。令和4（2022）年7月26日～27日に京丹後市内の全中学校の技術教員向け研修会を実施し、Meshを使ってどう指導案を作成するかや何を教えるべきかについてサポートした。令和4（2022）年9月1日に京丹後市立大宮中学校のプログラミングに関する授業でオンライン講演し、生徒に対してプログラミング教育の意義や楽しさについて説明した。また、その際の様子は録画され市内の他の中学校のプログラミング教育の授業でも流された。令和4（2022）年10月21日に京丹後市立大宮中学校でプログラミング教育の成果発表会が行われ、生徒達の作品にフィードバックを行った。また、発表会後に京丹後市内の全中学校の技術教員向け振り返り研修会を実施し、生徒達の作品にどのようなフィードバックを行うと良いか等について説明し、一連のプログラミング教育を自走できるようにした。

(2) 国際交流（令和4（2022）年度計画：グローバルセンター「Global55のスローガンで提携校を55までに増やす。留学はOxford, Adelaide, IUMWなど教校と実現する。」）

Global55のスローガンで提携校を55校に増やすことを目標とし、令和4（2022）年度はアリゾナ州立大学サンダーバードスクールオブマネジメント、デラサレアラネタ大学、マラヤ国際大学ウェールズ、アデレード大学、ハルト大学MBAスクール、ポートランド州立大学（PSU）、アラバエフ・キルギス国立大学と合計7大学との提携を成すことができ、令和2（2020）年度から累計15校との協定を成し得た。

令和5（2023）年3月現在、スウィンバーン工科大学及びニューサウスウェールズ大学の2校と連携協定調整中である。

また、オックスフォード大学・ハートフォード校への短期留学プロジェクトについて、本学から10名（日本電子専門学校から2名）が参加し、令和5（2023）年3月に実施無事に完了した。

令和4（2022）年度は、提携校の増加を継続することで、より幅広く国際交流の機会を提供できるように努めた。

